

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）第9条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 和解の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金8,500,400円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は和解の相手方に対して、8,500,400円を支払うものとし、和解の相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

本市が国分郡田に所有する水道用地である山林の斜面の土砂及び倒木が、隣接する和解の相手方の敷地内に流入して、住宅及び家財に損害を与えたため、その賠償額を定めようとするものである。

(参考)

事故概要については、別紙のとおり。

別 紙

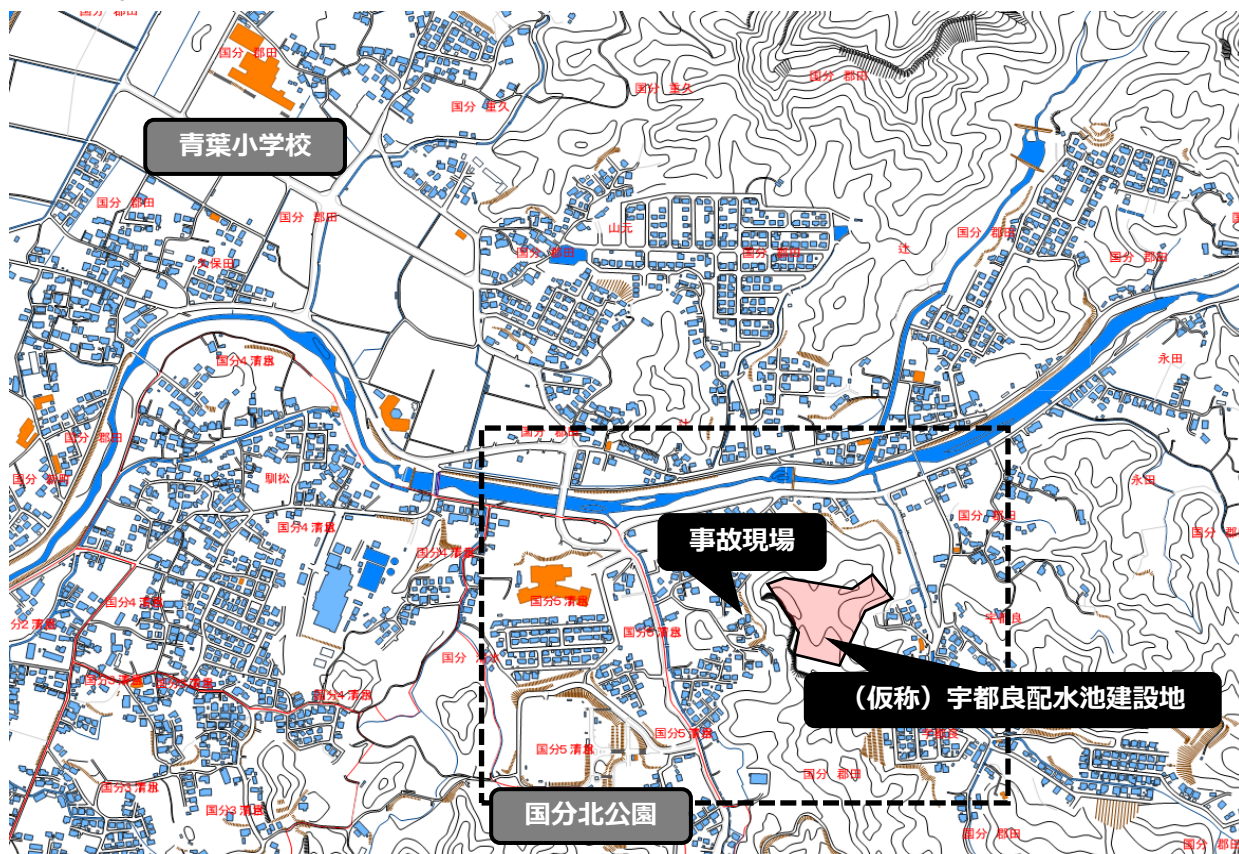
事故概要

- 1 事故発生日時 令和4年9月18日（日） 午後10時頃
- 2 事故発生場所 霧島市国分郡田***
- 3 当事者（甲） 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 中重 真一

 （乙） ***

- 4 事故の概要 本市が国分郡田に所有する水道用地である山林の斜面の土砂及び倒木が、隣接する和解の相手方の敷地内に流入して、住宅及び家財に損害を与えた。
- 5 過失割合 甲 100% 乙 0%
- 6 損害賠償金額 金8,500,400円

○ 位置図



○ 詳細図

